

徳島県告示第十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七  
第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成三十年一月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
板野郡松茂町中喜来字十人歩五番二、十四番三、十五番二及び十八番二並びに五番一の一部及び六番二の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十二条の二第一号